

【大館警察署改築事業】入札説明書等(第2回)に関する質問・意見回答書_令和8年9月10日公表

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		1	(別添4) 設計・施工 請負契約書 (案)	9	22	第36条 第37条					質疑1回目の質問内容NO.66のご回答は、第36条、第37条においては設計業務及び工事監理業務の物価変動の対象外の条文であるとのことご回答でした。設計業務費及び工事監理業務費も年々急激な上昇をしており、また本事業は約4年の長期にわたる事業であり、物価基準日が本年5月とされているところです。設計業務及び工事監理業務の物価変動を協議できる条文が第36条、第37条でないのであれば、どの条文になりますでしょうか。お示しください。 なお、国においては業務委託におけるスライド制度（業務スライド）の試行導入を今年度から実施しているところです。 https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001971434.pdf	国交省において、令和8年度からスライド制度の試行導入をしていることは承知しておりますが、秋田県において同制度の運用規定はありません。 したがって、該当する条文はなく、「【大館警察署改築事業】入札説明書(第1回)に関する質問・意見回答書、令和8年7月14日」における質問No.6 及びNo.66にて回答のとおり本事業において設計業務及び工事監理業務の物価変動の改定は予定しておりません。
○		2	(別添1) 要求水準書	10	18	8	(2)	エ			「新車庫（霊安室を含む）の仮使用認定が開始するまでの間の霊安室としての機能を維持するため、現霊安室棟の解体に先立ち、敷地内に仮設の霊安室棟（約30㎡）を整備し、仮使用認定を受ける。」と記載がありますが、事業者提案として仮設霊安室を通常の確認申請により新築して完了検査を受けた後、本体建物および新車庫棟の確認申請を提出するスケジュールを想定することは可能でしょうか？	ご提示のように「仮使用認定」ではなく「建築確認申請」としても、関係法令及び本事業の円滑な推進に支障がなければ問題ありません。 なお、上記に伴って本事業の事業スケジュールを変更することはありません。
○		3	添付資料5 諸室要求水準書								建築要件の施設仕様の欄に、什器備品等欄において「事業者が調達・設置」とされている内容以外の什器備品類が記載されていますが、それらは本業務範囲における見積項目には含まれず、別途と考えて宜しいでしょうか？	原則として、諸室要求水準書における「建築要件」「設備の要件」に記載されている物品の調達は本事業のサービス対価に含みます。 ただし、別途支給と記載しているものについては、県警側で準備します。
○		4	添付資料6 機能相関図								屋外階段が護送車車庫と隣接する関係と記載がありますが、護送車車庫に屋外階段近傍への外部扉を設けることでよろしいでしょうか。	屋外階段1階部分には、護送車車庫に直接出入りする扉、屋外階段から外部（地上）にアクセスする扉の2箇所を設ける必要があります。
○		5									屋外階段に関する要求水準を御教示ください。	逃走防止等の観点から、外部や階段内部に転落防止策（ルーバーやネット等）を計画し、護送車車庫、外部（地上）及び留置施設設置階のみアクセスできる計画としてください。
○		6	添付資料6 機能相関図								道場女子更衣室と防具庫は、近接する関係の諸室と記載されていますが、諸室要求水準書においては「防具室と隣接して配置し、出入可能な配置」と記載されており、食い違います。機能相関図を正と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおり機能相関図が正となります。 なお、諸室名称は、「防具庫」に統一します。
○		7	添付資料7 留置施設階 平面図 (案)								機能相関図では、領地品倉庫は留置事務室に隣接することとされていますが、留置施設階平面図（案）では通路からのみ出入り可能な室となっています。機能相関図を正とし、留置事務室からのみ出入り可能な計画としますが、よろしいでしょうか？	お見込みのとおり機能相関図が正であり、領置品倉庫へのアクセスは留置事務室からのみです。
○		8	添付資料7 留置施設階 平面図 (案)								写場と留置事務室の間に正方形の前室のような空間がありますが、必須の内容であれば目的を御教示ください。	プライバシー保護の観点から必要です。
○		9	添付資料7 留置施設階 平面図 (案)								通路①において、写場と取調室間に扉がございますが、必須の内容であれば目的を御教示ください。	プライバシー保護の観点から必要です。